

平成 26 年度 厚生労働科学研究費補助金
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (健やか次世代育成総合研究事業))
「今後の小児慢性特定疾患治療研究事業のあり方に関する研究」
分担研究報告書

悪性新生物疾患における小児慢性特定疾患治療研究事業の見直しに関する検討

研究分担者：小原 明 (東邦大学医療センター大森病院 病院長)

研究要旨 小児慢性特定疾病の登録管理データの解析結果、ならびにこれまでの研究成果、厚生労働省の検討委員会における方針等を踏まえて、厚生労働省、日本小児科学会小児慢性疾患委員会および関連学会・研究会と連携しながら、小児慢性特定疾病治療研究事業の対象の見直し案、医療意見書の改定案に関して検討した。
本分担研究報告書では、悪性新生物群に関する研究について報告する。

研究協力者:

掛江 直子 (国立成育医療研究センター
小児慢性特定疾病情報室長・
生命倫理研究室長)

盛一 享徳 (国立成育医療研究センター)

茂木 仁美 (国立成育医療研究センター)

白井 夕映 (国立成育医療研究センター)

森 臨太郎 (国立成育医療研究センター
政策科学研究部長)

横谷 進 (国立成育医療研究センター
副院長)

日本小児科学会 小児慢性疾患委員会

1) 平成 25 年 3 月に「小児慢性疾患委員会」が、日本小児科学会のもとに設置された。この委員会は、小児の慢性疾患を扱う関連分科会・研究会、および関係する外科系の学会などから推薦を受けた代表者で構成され、その構成員の多くが本研究班の研究分担者も務めている。

2) この「小児慢性疾患委員会」により、以下の 4 項目について、全体的な方向性が検討された。すなわち、社会保障審議会・児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会で示された「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方 (中間報告)」を基本とし、厚生労働省母子保健課等と連携することにより、検討が進められた。

A. 研究目的

小児慢性特定疾患治療研究事業においては本研究では、客観的な基準と社会における情勢に基づき、小児慢性特定疾病治療研究事業が適正かつ公平・公正に運用されるために、主として医学的な立場から専門的情報を示すことを目的とした。

1. 旧制度において名称が不適切な対象疾患の洗い出しと整理
2. 旧制度における対象基準と合致する重症度の整理
3. 各対象疾患に対する適切な大分類・細分類名の選択
4. 新規対象疾患の列挙と各々に 4 要件に適合する根拠

B. 研究方法

本研究は、以下に示す検討体制により、以下に示すプロセスにて実施された。

3) 本分担研究においては、「小児慢性疾患委員会」における全体の方向性を踏まえ、小児

慢性特定疾病の登録管理データの解析結果やこれまでの研究成果、社会的情勢も勘案し、日本小児血液・がん学会、日本小児神経外科学会における専門家集団を形成して、上記の4項目について具体的な作業を行った。

4) 専門家集団から洗い出された疾患や項目のリストに関して、再び小児慢性疾患委員会において点検した。こうして日本小児科学会小児慢性疾患委員会と本研究班の連携により最終的な項目案を作成した。

(倫理面への配慮)

本研究は理論的研究であり、公開されている情報のみを利用したため、特別な倫理的配慮は必要ないものと判断した。

C. 研究結果と考察

検討の結果を、項目ごとに得られた情報に考察を付して以下に示す。

1) 旧制度において名称等が不適切な対象疾患の洗い出しと整理 (表1参照)

旧制度において用いられた疾患名称(告示疾患名)が、現時点では医学的に不適切と考えられる対象疾患を洗い出し、その削除、または候補になる新名称を表1に示した。名称変更の理由としては、新しい病因・病態の解明に伴い、疾患概念が変化した疾患が多くを占めた。

2) 旧制度における対象基準に基づいた新制度における対象基準の整理 (表2参照)

名称と同様に、検査方法の進歩や小児特異的な病態生理の解明に加えて新制度における考え方に基づいて、新しい対象基準を検討し、その結果を表2に示した。

悪性新生物群においては、旧制度から対象基準を変更した疾患はなかった。

3) 対象疾患に対する適切な大分類・細分類名

の整理 (表3参照)

1) に記載したような疾患概念の変化を考慮しつつ、すべての告示疾患の名称について再検討した。その結果を、新たに導入する「大分類名」および「細分類名」に正確に反映させて、合理的な疾患名を提示した。

悪性新生物群においては、旧制度における告示疾病名を整理し、大きく血液腫瘍、固形腫瘍、中枢神経腫瘍にまとめ、また旧制度において告示55「1から54までに掲げるもののほか、悪性腫瘍である旨を明示するすべての疾患名、芽腫(肉芽腫を除く。)又は芽細胞腫である旨を明示するすべての疾患名、癌である旨を明示す」とされていた包括病名に内包されていた疾患のうち、比較的小児に多いと思われる疾患を細分類名に明示した。

4) 新規対象疾患の列挙と四要件との適合性の評価

社会保障審議会・児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会による「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方(中間報告)」で示された4要件(①慢性に経過する、②生命を長期にわたって脅かす、③長期に生活の質を低下させる、④長期の高額な医療の負担が続くこと)に合致する、旧制度には含まれていなかった疾患の候補を、広く検索した。医学的な判断に加えて社会的な情勢を踏まえて、それらの候補を十分に検討した結果、新規対象疾患として表4に示したような疾患が挙げられた。

悪性新生物群においては、該当する疾患はなかった。

D. 結論

日本小児科学会の小児慢性疾患委員会、関連学会・分科会と本研究班が緊密な連携を取ることによって、広く多様な領域の多数の疾患に関して、短い期間で可能な限り幅広い総意形成

を実現し、客観的な基準と社会における情勢に基づいて、専門的情報を示すことができた。この成果は、小児慢性特定疾病治療研究事業の適正かつ公正な運用に資することが期待される。

一方では、多くの関係者の高い使命感とほとんど無償の時間外労働によって支えられた結果であるとの指摘もある。このような大きな政策転換においては、基礎情報の整理など長期の準備が必要となるため、本事業を含めて、今後の成育医療における政策転換においては、少なくとも3年以上かけた入念な準備期間と体制整備が必要であることが改めて認識された。

E. 参考文献

社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）」平成25年12月
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000032599.pdf

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表1-1

旧制度		改定案	
告示番号	告示疾患名	整理区分	変更内容
1	悪性カサチノイド	告示整理	「69：27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」で申請
4	悪性細胞腫	告示整理	「25：血球貪食性リンパ組織球症」、「26：24及び25に掲げるもののほか、組織球症」などで申請
5	悪性マクログロブリン血症	告示削除	近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになったため
7	アスキン腫瘍	告示整理	「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」で申請
10	家族性赤血球貪食性細胞腫	告示整理	「25：血球貪食性リンパ組織球症」で申請
12	癌性腹膜炎	告示整理	原病となる疾患で申請
14	菌状息肉腫	告示整理	「23：18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫」で申請
15	形質細胞腫	告示整理	「23：18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫」で申請
17	好酸球性肉芽腫	告示整理	「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請
18	骨髄腫	告示削除	近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになったため
23	神経上皮腫	告示整理	「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」、「86：未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢性のものに限る。）」（中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍）」などで申請
28	髄上皮腫	告示整理	「91：70から90に掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍」で申請
30	精上皮腫	告示整理	「52：未分化胚細胞腫」で申請
32	セザリ-（Sizary）症候群	告示整理	「23：18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫」で申請
33	赤血病	告示削除	近年は、使われなくなつた疾患名・疾患概念のため
35	先天性腎間葉芽腫（先天性中胚葉性腎腫）	告示整理	「69：27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」で申請
40	白血病性細胞内皮症（Hairy Cell Leukemia）	告示整理	「16：1から15までに掲げるもののほか、白血病」で申請
41	バーキット（Burkitt）リンパ腫	告示整理	「18：成熟B細胞リンパ腫」で申請
42	ハンド・シュ-ラー・クリアスマン（Hand-Schüller-Christian）病	告示整理	「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請
52	緑色腫	告示整理	「6：成熟を伴う急性骨髄性白血病」で申請
53	レットラー-ジーベ（Letterer-Siwe）病	告示整理	「24：ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症」で申請
54	H 鎖病（α鎖病、γ鎖病、δ鎖病、μ鎖病）	告示削除	近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになったため

表1-2

大分類		細分類		対象基準	
1	白血病	1	前駆B細胞急性リンパ性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	2	成熟B細胞急性リンパ性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	3	T細胞急性リンパ性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	4	急性骨髄性白血病、未分化	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	5	成熟を伴わない急性骨髄性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	6	成熟を伴う急性骨髄性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	7	急性前骨髄球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	8	急性骨髄単球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	9	急性単球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	10	急性赤白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	11	急性巨核芽球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	12	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	13	慢性骨髄性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	14	慢性骨髄単球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	15	若年性骨髄単球性白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
1	白血病	16	1から15までに掲げるもののほか、白血病	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
2	骨髄異形成症候群	17	骨髄異形成症候群	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。

表1-2 (続き)

大分類		改定案		対象基準	
		細分類			
3	リンパ腫	18	成熟B細胞リンパ腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
3	リンパ腫	19	未分化大細胞リンパ腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
3	リンパ腫	20	Bリンパ芽球性リンパ腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
3	リンパ腫	21	Tリンパ芽球性リンパ腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
3	リンパ腫	22	ホジキン (Hodgkin) リンパ腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
3	リンパ腫	23	18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
4	組織球症	24	ランゲルハンス (Langerhans) 細胞組織球症	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
4	組織球症	25	血球貪食性リンパ組織球症	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
4	組織球症	26	24及び25に掲げるもののほか、組織球症	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	27	神経芽腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	28	神経節芽腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	29	網膜芽細胞腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	30	ウィルムス (Wilms) 腫瘍/腎芽腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	31	腎明細胞肉腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	32	腎細胞癌	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	33	肝芽腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	34	肝細胞癌	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	35	骨肉腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	36	骨軟骨腫症	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	37	軟骨肉腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。

表1-2 (続き)

改定案		
大分類	細分類	対象基準
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	軟骨芽細胞腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	悪性骨巨細胞腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	ユーイング (Ewing) 肉腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	未分化神経外胚葉性腫瘍 (未梢性のものに限る。)	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	横紋筋肉腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	悪性ラブリドイド腫瘍	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	未分化肉腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	線維形成性小円形細胞腫瘍	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	線維肉腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	滑膜肉腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	明細胞肉腫 (腎明細胞肉腫を除く。)	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	胞巣状軟部肉腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	平滑筋肉腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	脂肪肉腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	未分化胚細胞腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	胎児性癌	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	多胎芽腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	卵黄嚢腫 (卵黄嚢腫瘍)	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	絨毛癌	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	混合性胚細胞腫瘍	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	性索間質性腫瘍	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	副腎皮質癌	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。

表1-2 (続き)

大分類		細分類		改定案	
				対象基準	
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	60	甲状腺癌	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	61	上咽頭癌	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	62	唾液腺癌	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	63	悪性黒色腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	64	褐色細胞腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	65	悪性胸腺腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	66	胸膜肺芽腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	67	気管支腫瘍	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	68	腭芽腫	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	69	27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	悪A	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	70	毛様細胞性星細胞腫	悪B	頭蓋内及び脊髄管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	71	ひびまん性星細胞腫	悪B	頭蓋内及び脊髄管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	72	退形成性星細胞腫	悪B	頭蓋内及び脊髄管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	73	膠芽腫	悪B	頭蓋内及び脊髄管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	74	上衣腫	悪B	頭蓋内及び脊髄管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	75	乏突起神経膠腫 (乏突起膠腫)	悪B	頭蓋内及び脊髄管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	76	髄芽腫	悪B	頭蓋内及び脊髄管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	77	頭蓋咽頭腫	悪B	頭蓋内及び脊髄管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としなが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。

表1-2 (続き)

大分類		改定案	
		細分類	対象基準
6	中枢神経系腫瘍	78 松果体腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	79 脈絡叢乳頭腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	80 髄膜腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	81 下垂体腺腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	82 神経節腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	83 神経節腫（神経節細胞腫）	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	84 脊索腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	85 未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢性のものに限る。）（中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍）	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	86 異型奇形腫瘍／ラブリド腫瘍（非定型奇形腫瘍様ラブリド腫瘍）	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	87 悪性神経鞘腫（悪性末梢神経鞘腫瘍）	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	88 神経鞘腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	89 奇形腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	90 頭蓋内胚細胞腫瘍	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
6	中枢神経系腫瘍	91 70から90に掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。

表1-3

旧制度		改定案	
告示番号	告示疾患名	大分類	細分類
1	悪性カルチノイド	「69：27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」で申請	
2	悪性黒色腫	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	63 悪性黒色腫
3	悪性骨巨細胞腫	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	39 悪性骨巨細胞腫
4	悪性細網症	「25：血球貪食性リンパ組織球症」、「26：24及び25に掲げるもののほか、組織球症」などで申請	
5	悪性マクログロブリン血症	近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになったため	
6	悪性リンパ腫	リンパ腫	23 18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫
7	アスチン腫瘍	「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」で申請	
8	ウィルムス(Wilms)腫瘍	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	30 ウィルムス(Wilms)腫瘍／腎芽腫
9	下垂体腺腫	中枢神経系腫瘍	81 下垂体腺腫
10	家族性赤血球貪食性細網症	「25：血球貪食性リンパ組織球症」で申請	
11	褐色細胞腫	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	64 褐色細胞腫
12	癌性腹膜炎	原病となる疾患で申請	
13	奇形腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	中枢神経系腫瘍	89 奇形腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）
14	菌状息肉腫	「23：18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫」で申請	
15	形質細胞腫	「23：18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫」で申請	
16	血球貪食性リンパ組織球症	組織球症	25 血球貪食性リンパ組織球症
17	好酸球性肉芽腫	「24：ランゲルハンス(Langerhans)細胞組織球症」で申請	
18	骨髄腫	近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになったため	
19	松果体腫	中枢神経系腫瘍	78 松果体腫
20	絨毛上皮腫	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	56 絨毛癌
21	神経膠腫	中枢神経系腫瘍	71 ひまわり性星細胞腫
21	神経膠腫	中枢神経系腫瘍	72 退形成性星細胞腫
21	神経膠腫	中枢神経系腫瘍	73 膠芽腫
21	神経膠腫	中枢神経系腫瘍	75 乏突起神経膠腫（乏突起膠腫）
22	神経鞘腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	中枢神経系腫瘍	88 神経鞘腫
23	神経上皮腫	「41：未分化神経外胚葉性腫瘍（未梢性のものに限る。）」、「86：未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」（中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍）」などで申請	
24	神経星細胞腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	中枢神経系腫瘍	70 毛様細胞性星細胞腫
24	神経星細胞腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	中枢神経系腫瘍	82 神経節膠腫
25	神経節細胞腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	中枢神経系腫瘍	83 神経節腫（神経節細胞腫）
26	腎明細胞肉腫（腫瘍）	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	31 腎明細胞肉腫
27	膜芽腫	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	68 膜芽腫
28	髄上皮腫	「91：70から90に掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍」で申請	
29	髄膜腫	中枢神経系腫瘍	80 髄膜腫
30	精上皮腫	「52：未分化胚細胞腫」で申請	
31	脊索腫	中枢神経系腫瘍	84 脊索腫
32	セザリ- (Sizary)症候群	「23：18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫」で申請	
33	赤血病	近年は、使われなくなつた疾患名・疾患概念のため	
34	赤白血病	白血病	10 急性赤白血病
35	先天性腎間葉芽腫（先天性中胚葉性腎腫）	「69：27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）」で申請	

表1-3 (続き)

旧制度		改定案	
告示番号	告示疾患名	大分類	細分類
36	頭蓋咽頭腫	6 中枢神経系腫瘍	77 頭蓋咽頭腫
37	脳室上衣腫	6 中枢神経系腫瘍	74 上衣腫
38	肺芽腫	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	66 胸膜肺芽腫
39	白血病	1 白血病	1 前駆B細胞急性リンパ性白血病
39	白血病	1 白血病	2 成熟B細胞急性リンパ性白血病
39	白血病	1 白血病	3 T細胞急性リンパ性白血病
39	白血病	1 白血病	4 急性骨髄性白血病、最未分化
39	白血病	1 白血病	5 成熟を伴わない急性骨髄性白血病
39	白血病	1 白血病	6 成熟を伴う急性骨髄性白血病
39	白血病	1 白血病	7 急性前骨髄球性白血病
39	白血病	1 白血病	8 急性骨髄単球性白血病
39	白血病	1 白血病	9 急性単球性白血病
39	白血病	1 白血病	11 急性巨核芽球性白血病
39	白血病	1 白血病	12 NK (ナチュラルキラー) 細胞白血病
39	白血病	1 白血病	13 慢性骨髄性白血病
39	白血病	1 白血病	14 慢性骨髄単球性白血病
39	白血病	1 白血病	15 若年性骨髄単球性白血病
39	白血病	1 白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病
40	白血病性細網内皮症 (Hairy Cell Leukemia)	告示整理	「16：1から15までに掲げるもののほか、白血病」で申請
41	バーキット(Burkitt)リンパ腫	告示整理	「18：成熟B細胞リンパ腫」で申請
42	ハンド・シュラー・クリスマン(Hand-Schüller-Christian)病	告示整理	「24：ランゲルハンス (Langerhans) 細胞組織球症」で申請
43	非白血病性細網内皮症 (組織球性髄様細胞網症)	4 組織球症	26 24及び25に掲げるもののほか、組織球症
44	非ホジキン(non-Hodgkin)リンパ腫	3 リンパ腫	18 成熟B細胞リンパ腫
44	非ホジキン(non-Hodgkin)リンパ腫	3 リンパ腫	19 未分化大細胞リンパ腫
44	非ホジキン(non-Hodgkin)リンパ腫	3 リンパ腫	20 Bリンパ芽球性リンパ腫
44	非ホジキン(non-Hodgkin)リンパ腫	3 リンパ腫	21 Tリンパ芽球性リンパ腫
44	非ホジキン(non-Hodgkin)リンパ腫	3 リンパ腫	23 18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫
45	ホジキン(Hodgkin)病	3 リンパ腫	22 ホジキン (Hodgkin) リンパ腫
46	末梢性神経外胚葉腫瘍	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	41 未分化神経外胚葉性腫瘍 (未梢性のものに限る。)
47	未分化胚細胞腫 (卵巣精上皮腫)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	52 未分化胚細胞腫
48	脈絡叢乳頭腫	6 中枢神経系腫瘍	79 脈絡叢乳頭腫
49	ユーンガ(Ewing)肉腫	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	40 ユーンガ (Ewing) 肉腫
50	ラブroid腫瘍 (肉腫) (悪性ラブroid腫瘍)	5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	43 悪性ラブroid腫瘍
51	ランゲルハンス (細胞) 組織球症(Histiocytosis X)	4 組織球症	24 ランゲルハンス (Langerhans) 細胞組織球症
52	緑色腫	告示整理	「6：成熟を伴う急性骨髄性白血病」で申請
53	レットラー・ジューベ(Letterer-Siwe)病	告示整理	「24：ランゲルハンス (Langerhans) 細胞組織球症」で申請
54	H鎖病、Y鎖病、δ鎖病、μ鎖病)	告示削除	近年になり、小児期では発症しない疾患と考えられるようになったため

表1-3 (続き)

旧制度		改定案			
告示番号	告示疾患名	大分類	細分類		
55	1から54までに掲げるもののほか、悪性腫瘍である旨を明示するすべての疾患名、芽腫(肉芽腫を除く。)又は芽細胞腫である旨を明示するすべての疾患名、癌である旨を明示するすべての疾患名、肉腫である旨を明示す	2	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	27	神経芽腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	28	神経節芽腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	29	網膜芽細胞腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	32	腎細胞癌
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	33	肝芽腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	34	肝細胞癌
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	35	骨肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	36	骨軟骨腫症
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	37	軟骨肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	38	軟骨芽細胞腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	42	横紋筋肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	44	未分化肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	45	線維形成性小円形細胞腫瘍
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	46	線維肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	47	滑膜肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	48	明細胞肉腫 (腎明細胞肉腫を除く。)
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	49	胞巣状軟部肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	50	平滑筋肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	51	脂肪肉腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	53	胎児性癌
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	54	多胎芽腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	55	卵黄嚢腫 (卵黄嚢腫瘍)
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	57	混合性胚細胞腫瘍
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	58	性索間質性腫瘍
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	59	副腎皮質癌
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	60	甲状腺癌
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	61	上咽頭癌
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	62	唾液腺癌
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	65	悪性胸腺腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	67	気管支腫瘍
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)	69	27から68に掲げるもののほか、固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く。)
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	5	骨髄異形成症候群	17	骨髄異形成症候群
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	6	中枢神経系腫瘍	76	髄芽腫
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	6	中枢神経系腫瘍	85	未分化神経外胚葉性腫瘍 (中枢性のものに限る。) (中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍)
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	6	中枢神経系腫瘍	86	異型奇形腫瘍/ラブドイド腫瘍 (非定型奇形腫瘍様ラブドイド腫瘍)
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	6	中枢神経系腫瘍	87	悪性神経鞘腫 (悪性末梢神経鞘腫瘍)
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	6	中枢神経系腫瘍	90	頭蓋内胚細胞腫瘍
55	1から54に掲げるもののほか、(後略)	6	中枢神経系腫瘍	91	70から90に掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍